

【関係条例等】

居宅サービス	<p>○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日条例第68号)</p> <p>○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月28日規則第23号)</p> <p>○「県の定める介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準を定める条例及び施行規則について(通知)」(令和5年3月15日広島県健康福祉局長通知)</p>
介護予防サービス	<p>○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月25日条例第69号)</p> <p>○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月28日規則第24号)</p> <p>○「県の定める介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準を定める条例及び施行規則について(通知)」(令和5年3月15日広島県健康福祉局長通知)</p>
介護老人福祉施設	<p>○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年3月23日条例第9号)</p> <p>○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年4月1日規則第43号)</p> <p>○「県の定める介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準を定める条例及び施行規則について(通知)」(令和5年3月15日広島県健康福祉局長通知)</p>
介護老人保健施設	<p>○介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年3月23日条例第10号)</p> <p>○介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年4月1日規則第44号)</p> <p>○「県の定める介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準を定める条例及び施行規則について(通知)」(令和5年3月15日広島県健康福祉局長通知)</p>
介護医療院	<p>○介護保険法に基づく指定介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年3月20日条例第四号)</p> <p>○介護保険法に基づく指定介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年3月30日規則第二十号)</p> <p>○「県の定める介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準を定める条例及び施行規則について(通知)」(令和5年3月15日広島県健康福祉局長通知)</p>

【関係告示等】

平12厚告19号	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
平18厚労告127号	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
平12厚告20号	「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
老企第36号	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス, 居宅療養管理指導及び福祉具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
平12厚告21	「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
老企第40号	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」